

別紙 カリキュラム及び講師の基準等

1 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程

ア カリキュラム及び講師の基準等

カリキュラム				講師の基準等	
科目名	目的	内容(例)	研修 時間数	必要とする能力	講師の基準
講義					
重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	障害者(児)福祉の制度とサービスにおける居宅介護、重度訪問介護の制度と役割を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者(児)福祉の背景と動向 ・障害者(児)福祉の制度とサービス ・居宅介護、重度訪問介護の制度と役割 ・重度訪問介護従業者の業務及び職業倫理 ・サービス利用者の人権 	2	関係法令に関する知識及び制度とサービスについての知識を有する。	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅福祉サービスに関する事務を担当している行政関係職員 ・相談援助業務に5年以上従事している社会福祉士 ・福祉系学校で当該科目又は類似科目を教授している教員
基礎的な介護技術に関する講義	介護の目的と機能を理解し、基礎的な介護の技術を修得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護の目的と機能 ・介護のニーズと基本的対応 ・居宅における介護の特徴と進め方 ・介護者自身の健康管理 	1	居宅における介護技術に関する具体的知識を有する。	<ul style="list-style-type: none"> ・5年以上の実務経験を有する理学療法士又は作業療法士 ・5年以上看護業務に従事し、かつ1年以上在宅サービスと連携をとって活動している看護師又は保健師 ・身体障害者更生援護施設等において直接支援業務に5年以上従事した経験を有する者 ・居宅介護業務又は訪問介護業務に5年以上従事している主任居宅介護従業者又は主任訪問介護従業者 ・福祉系学校で当該科目又は類似科目を教授している教員
実習					
基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	食事、排せつ、衣服の着脱その他居宅における介護を行う際の安全な介護技術を修得し、重度の肢体不自由障害のある人への接し方に関する知識を修得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・食事の介護方法 ・排せつの介護方法 ・衣服の着脱の介護方法 ・体位保持、姿勢交換の方法と留意点 ・緊急時の対応方法 ・重度の肢体不自由障害のある人への接し方 	5	食事、排せつ、衣服の着脱などの居宅における介護を行う際の介護方法に関する具体的知識を有する。	<ul style="list-style-type: none"> ・5年以上の実務経験を有する理学療法士又は作業療法士 ・5年以上看護業務に従事し、かつ1年以上在宅サービスと連携をとって活動している看護師又は保健師 ・身体障害者更生援護施設等において直接支援業務に5年以上従事した経験を有する者 ・居宅介護業務又は訪問介護業務に5年以上従事している主任居宅介護従業者又は主任訪問介護従業者
外出時の介護技術に関する実習	車いすへの移乗に際しての抱きかかえ方や移乗の方法を修得する。車いすでの移動を介助する場合の車いすの取り扱い方や平地、階段での移動方法などを修得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・床と車いす間の移乗 ・ベッドと車いす間の移乗 ・2人の介護者で行う場合 ・車いすの取り扱い方 ・車いすでの移動介助における留意点 ・平地、階段での移動 ・エレベーター、エスカレーターの利用 ・乗り物を利用する場合の注意 ・歩行移動介護方法の留意点 	2	車いすでの外出時の介護の技術に関する具体的知識を有する。	<ul style="list-style-type: none"> ・5年以上の実務経験を有する理学療法士又は作業療法士 ・5年以上看護業務に従事し、かつ1年以上在宅サービスと連携をとって活動している看護師又は保健師 ・身体障害者更生援護施設等において直接支援業務に5年以上従事した経験を有する者 ・居宅介護業務又は訪問介護業務に5年以上従事している主任居宅介護従業者又は主任訪問介護従業者
計			10		

2 重度訪問介護従業者養成研修追加課程

ア カリキュラム及び講師の基準等

カリキュラム				講師の基準等	
科目名	目的	内容(例)	研修時間数	必要とする能力	講師の基準
講義					
医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障害及び支援に関する講義	業務において直面する頻度の高い障害・疾病を医学的、実践的な視点で理解するとともに、必要な支援の方法を修得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 肢体不自由者(児)の原因疾患(脳性まひ、脳血管障害、頸椎損傷等)及び症状の理解 ・ 医療、看護との連携 ・ 日常的な疾患の基礎知識と予防・対処方法 ・ 身体の状態の観察 ・ 介護におけるリハビリテーションの視点 	4	肢体不自由障害(児)の障害、疾病に関する知識を有する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師 ・ 5年以上の実務経験を有する理学療法士又は作業療法士 ・ 5年以上看護業務に従事し、かつ1年以上在宅サービスと連携をとって活動している看護師又は保健師 ・ 福祉系学校で当該科目又は類似科目を教授している教員
コミュニケーションの技術に関する講義	言語障害についての理解を深め、言語障害のある人への接し方に関する知識を修得する。障害者(児)の心理に対する理解を深め、心理的援助のあり方について把握する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 言語障害の種類と特徴 ・ 言語障害のある人への接し方 ・ 障害者の心理と人間関係 ・ 肢体不自由者の心理的特徴 	2	言語障害の特徴や言語障害のある方への接し方に関する知識を有する。障害者(児)の心理に関する知識を有する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師 ・ 言語聴覚士 ・ 心理判定員 ・ 臨床心理士 ・ 5年以上看護業務に従事し、かつ1年以上在宅サービスと連携をとって活動している看護師又は保健師 ・ 居宅介護又は訪問介護業務に5年以上従事している主任居宅介護従業者又は主任訪問介護従業者 ・ 福祉系学校で当該科目又は類似科目を教授している教員
緊急時の対応及び危険防止に関する講義	事故防止のための方法や事故が起きた時の対応方法を修得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時における関係機関との連携及び介護者の役割 ・ 事故防止のための留意点 ・ 事故時の対応 ・ 安全な食事の介護 ・ 介護者自身の身体の保護 	1	事故防止のための方法や事故が起きた時の対応方法に関する知識を有する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救命救急士 ・ 5年以上看護業務に従事し、かつ1年以上在宅サービスと連携をとって活動している看護師又は保健師 ・ 身体障害者更生援護施設等において介護業務に5年以上従事した経験を有する者 ・ 居宅介護又は訪問介護業務に5年以上従事している主任居宅介護従業者又は主任訪問介護従業者 ・ 福祉系学校で当該科目又は類似科目を教授している教員
実習					
重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での介護実習を通して、実践的な支援技術の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度の肢体不自由者の状態像の理解 ・ 重度の肢体不自由者への介護技術の向上 ・ 重度の肢体不自由者とのコミュニケーション能力の向上 	3	重度訪問介護の技術に関する具体的知識を有する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5年以上看護業務に従事し、かつ1年以上在宅サービスと連携をとって活動している看護師又は保健師 ・ 身体障害者更生援護施設等において介護業務に5年以上従事した経験を有する者 ・ 居宅介護又は訪問介護業務に5年以上従事している主任居宅介護従業者又は主任訪問介護従業者
計			10		

3 重度訪問介護従業者養成研修統合課程

ア カリキュラム及び講師の基準等

カリキュラム				講師の基準等	
科目名	目的	内容(例)	研修時間数	必要とする能力	講師の基準
講義					
重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	障害者(児)福祉の制度とサービスにおける居宅介護、重度訪問介護の制度と役割を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者(児)福祉の背景と動向 ・障害者(児)福祉の制度とサービス ・居宅介護、重度訪問介護の制度と役割 ・重度訪問介護従業者の業務及び職業倫理 ・サービス利用者の人権 	2	関係法令に関する知識及び制度とサービスについての知識を有する。	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅福祉サービスに関する事務を担当している行政関係職員 ・相談援助業務に5年以上従事している社会福祉士 ・福祉系学校で当該科目又は類似科目を教授している教員
基礎的な介護技術に関する講義	介護の目的と機能を理解し、基礎的な介護の技術を修得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護の目的と機能 ・介護のニーズと基本的対応 ・居宅における介護の特徴と進め方 ・介護者自身の健康管理 	1	居宅における介護技術に関する具体的な知識を有する。	<ul style="list-style-type: none"> ・5年以上の実務経験を有する理学療法士又は作業療法士 ・5年以上看護業務に従事し、かつ1年以上在宅サービスと連携をとって活動している看護師又は保健師 ・身体障害者更生援護施設等において直接支援業務に5年以上従事した経験を有する者 ・居宅介護業務又は訪問介護業務に5年以上従事している主任居宅介護従業者又は主任訪問介護従業者 ・福祉系学校で当該科目又は類似科目を教授している教員
コミュニケーションの技術に関する講義	言語障害についての理解を深め、言語障害のある人への接し方に関する知識を修得する。障害者(児)の心理に対する理解を深め、心理的援助のあり方について把握する。	<ul style="list-style-type: none"> ・言語障害の種類と特徴 ・言語障害のある人への接し方 ・障害者の心理と人間関係 ・肢体不自由者の心理的特徴 	2	言語障害の特徴や言語障害のある方への接し方に関する知識を有する。障害者(児)の心理に関する知識を有する。	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・言語聴覚士 ・心理判定員 ・臨床心理士 ・5年以上看護業務に従事し、かつ1年以上在宅サービスと連携をとって活動している看護師又は保健師 ・居宅介護又は訪問介護業務に5年以上従事している主任居宅介護従業者又は主任訪問介護従業者 ・福祉系学校で当該科目又は類似科目を教授している教員
喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義	喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止について理解する	<ul style="list-style-type: none"> ・呼吸について ・人工呼吸器について ・口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部の吸引 ・喀痰吸引の手順、留意点、緊急時の対応等 	3		指導者養成事業等*を終了又はこれに相当する知識及び技能を有すると認められる下記のもの <ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・保健師 ・助産師 ・看護師
経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義	経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止について理解する	<ul style="list-style-type: none"> ・健康状態の把握 ・職と排泄(消化)について ・胃ろう、腸ろうと経鼻経管栄養 ・経管栄養の手順、留意点、緊急時の対応等 	3		「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための指導者養成事業(特定の者対象)について」(平成23年9月14日障発0914第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に定める指導者養成研修

演習					
喀痰吸引等に関する演習	喀痰吸引及び経管栄養の方法を修得する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 喀痰吸引（口腔内） ・ 喀痰吸引（鼻腔内） ・ 喀痰吸引（気管カニューレ内部） ・ 経管栄養（胃ろう・腸ろう） ・ 経管栄養（経鼻） 	1		<p>指導者養成事業等*を終了又はこれに相当する知識及び技能を有すると認められる下記のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師 ・ 保健師 ・ 助産師 ・ 看護師
実習					
基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	食事、排せつ、衣服の着脱その他居宅における介護を行う際の安全な介護技術を修得し、重度の肢体不自由障害のある人への接し方に関する知識を修得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事の介護方法 ・ 排せつの介護方法 ・ 衣服の着脱の介護方法 ・ 体位保持、姿勢交換の方法と留意点 ・ 緊急時の対応方法 ・ 重度の肢体不自由障害のある人への接し方 	3	食事、排せつ、衣服の着脱などの居宅における介護を行う際の介護方法に関する具体的知識を有する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5年以上の実務経験を有する理学療法士又は作業療法士 ・ 5年以上看護業務に従事し、かつ1年以上在宅サービスと連携をとって活動している看護師又は保健師 ・ 身体障害者更生援護施設等において直接支援業務に5年以上従事した経験を有する者 ・ 居宅介護業務又は訪問介護業務に5年以上従事している主任居宅介護従業者又は主任訪問介護従業者
外出時の介護技術に関する実習	車いすへの移乗に際しての抱きかかえ方や移乗の方法を修得する。車いすでの移動を介助する場合の車いすの取り扱い方や平地、階段での移動方法などを修得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床と車いす間の移乗 ・ ベッドと車いす間の移乗 ・ 2人の介護者で行う場合 ・ 車いすの取り扱い方 ・ 車いすでの移動介助における留意点 ・ 平地、階段での移動 ・ エレベーター、エスカレーターの利用 ・ 乗り物を利用する場合の注意 ・ 歩行移動介護方法の留意点 	2	車いすでの外出時の介護の技術に関する具体的知識を有する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5年以上の実務経験を有する理学療法士又は作業療法士 ・ 5年以上看護業務に従事し、かつ1年以上在宅サービスと連携をとって活動している看護師又は保健師 ・ 身体障害者更生援護施設等において直接支援業務に5年以上従事した経験を有する者 ・ 居宅介護業務又は訪問介護業務に5年以上従事している主任居宅介護従業者又は主任訪問介護従業者
重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での介護実習を通して、実践的な支援技術の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度の肢体不自由者の状態像の理解 ・ 重度の肢体不自由者への介護技術の向上 ・ 重度の肢体不自由者とのコミュニケーション能力の向上 	3.5	重度訪問介護の技術に関する具体的知識を有する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5年以上看護業務に従事し、かつ1年以上在宅サービスと連携をとって活動している看護師又は保健師 ・ 身体障害者更生援護施設等において介護業務に5年以上従事した経験を有する者 ・ 居宅介護又は訪問介護業務に5年以上従事している主任居宅介護従業者又は主任訪問介護従業者
計			20.5		

4 行動援護従業者養成研修課程

ア カリキュラム及び講師の基準等

カリキュラム			講師の基準
科目名	内容(例)	研修時間数	
講義			
強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義	強度行動障害の理解 <ul style="list-style-type: none"> ・支援の基本的考え方 ・強度行動障害の状態 ・行動障害が起きる理由 ・障害特性の理由 ・危機管理・緊急時の対応 	1.5	<ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障害支援者養成研修指導者研修(基礎研修)修了者 ・行動援護事業所の管理者(但し、知的障害者(児)又は精神障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・知的障害者(児)又は精神障害者関係の施設等の管理者(但し、知的障害者(児)又は精神障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・知的障害者(児)又は精神障害者関係施設のサービス管理責任者 ・社会福祉士又は介護福祉士(但し、知的障害者(児)又は精神障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・精神科医師 ・保健師又は看護師(但し、知的障害者(児)又は精神障害者に対する看護業務に5年以上従事し、かつ1年以上在宅サービスと連携をとって活動している者) ・障害者(児)福祉担当の行政関係職員 ・大学等で当該科目に関する分野を教育・研究している教員
強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義	研修の意義 <ul style="list-style-type: none"> ・行動障害と虐待防止 ・家族の気持ち/実践報告 	5	<ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障害支援者養成研修指導者研修(基礎研修)修了者 ・行動援護事業所の管理者(但し、知的障害者(児)又は精神障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・行動援護事業所のサービス提供責任者 ・行動援護従業者(但し、知的障害者(児)又は精神障害者に対する介護業務に5年以上従事した経験を有する者) ・知的障害者(児)又は精神障害者関係施設のサービス管理責任者 ・知的障害者(児)又は精神障害者関係施設等において知的障害者(児)又は精神障害者に対する介護業務に5年以上従事した経験を有する者 ・社会福祉士又は介護福祉士(但し、知的障害者(児)又は精神障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・保健師又は看護師(但し、知的障害者(児)又は精神障害者に対する看護業務に5年以上従事し、かつ1年以上在宅サービスと連携をとって活動している者) ・大学等で当該科目に関する分野を教育・研究している教員 ・障害者(児)福祉担当の行政関係職員
	支援のアイデア <ul style="list-style-type: none"> ・障害特性に基づいた支援 		
	チームプレイの基本 <ul style="list-style-type: none"> ・チームプレイの必要性 		
	実践報告 <ul style="list-style-type: none"> ・児童期及び成人期における支援の実際 		

強度行動障害のある者へのチーム支援に関する講義	支援を組み立てるための基本	・強度行動障害の支援に必要な知識	3	<ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障害支援者養成研修指導者研修（実践研修）修了者 ・行動援護事業所のサービス提供責任者 ・行動援護従業者（但し、知的障害者（児）又は精神障害者に対する介護業務に5年以上従事した経験を有する者） ・知的障害者（児）又は精神障害者関係施設のサービス管理責任者 ・知的障害者（児）又は精神障害者関係施設等において知的障害者（児）又は精神障害者に対する介護業務に5年以上従事した経験を有する者 ・社会福祉士又は介護福祉士（但し、知的障害者（児）又は精神障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者） ・保健師又は看護師（但し、知的障害者（児）又は精神障害者に対する看護業務に5年以上従事し、かつ1年以上在宅サービスと連携をとって活動している者） ・大学等で当該科目に関する分野を教育・研究している教員
	組織的なアプローチ	・組織的なアプローチの重要性		
強度行動障害と生活の組み立てに関する講義	実践報告	・チームによる支援の実際	0.5	
演習				
基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習	基本的な情報収集	・行動を見る視点	1	<ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障害支援者養成研修指導者研修（基礎研修）修了者 ・行動援護事業所のサービス提供責任者 ・行動援護従業者（但し、知的障害者（児）又は精神障害者に対する介護業務に5年以上従事した経験を有する者） ・知的障害者（児）又は精神障害者関係施設のサービス管理責任者 ・知的障害者（児）又は精神障害者関係施設等において知的障害者（児）又は精神障害者に対する介護業務に5年以上従事した経験を有する者 ・保健師又は看護師（但し、知的障害者（児）又は精神障害者に対する看護業務に5年以上従事し、かつ1年以上在宅サービスと連携をとって活動している者） ・大学等で当該科目に関する分野を教育・研究している教員
行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習	チームプレイの基本	・支援手順書に基づく支援の体験	3	
	強度行動障害の理解	・困っていることの体験		
行動障害の背景にある特性の理解に関する演習	特性の分析	・特性の把握と適切な対応	1.5	
障害特性の理解とアセスメントに関する演習	アセスメントの方法	・具体的なアセスメントの方法	3	
		・障害特性に基づくアセスメント		
環境調整による強度行動障害の支援に関する演習	支援の手順書の作成	・アセスメントに基づく支援手順書の作成	3	
記録に基づく支援の評価に関する演習	記録の分析と手順書の修正	・記録の方法	1.5	
		・記録の分析と手順書の修正		
危機対応と虐待防止に関する演習	関係機関との連携	・関係機関（医療機関等）との連携の方法	1	
計			24	

研修を行うにあたっては、最低1人以上は国立のぞみの園が開催する強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践）指導者研修の修了者を講師として配置しなければならない。

5 同行援護従業者養成研修一般課程

ア カリキュラム及び講師の基準等

カリキュラム				講師の基準等	
科目名	目的	内容(例)	研修 時間数	必要とする能力	講師の基準
講義					
視覚障害者(児)福祉サービスに関する講義	視覚障害者(児)の福祉の制度とサービスの種類、内容、役割を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉の背景と動向 ・障害者福祉の制度とサービス ・視覚障害の概念と定義 ・視覚障害の現状 ・視覚障害者の移動支援制度の変遷 ・移動支援と同行援護 ・移動に関係する制度 	1	関係法令に関する知識及び制度とサービスについての知識を有する。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者行政担当者 ・視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者 ・国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者(1) ・視覚障害者(児)等施設長・生活支援員・指導員 ・同行援護従業者養成研修応用課程修了者 ・同行援護従業者養成研修一般課程修了者 ・社会福祉士 ・相談支援専門員
同行援護の制度と従業者の業務に関する講義	同行援護の制度と従業者の業務を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・同行援護概論 ・同行援護従業者の職業倫理 ・同行援護の制度 ・同行援護制度の利用 ・同行援護従業者の業務 ・リスクマネジメント(緊急時対応) ・実務上の留意点 	2	同行援護の制度と従業者の業務についての知識を有する。	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者 ・国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者 ・同行援護従業者養成研修応用課程修了者 ・同行援護従業者養成研修一般課程修了者 ・視覚障害者ガイドヘルパー ・視覚障害者(児)等施設長・生活支援員・指導員 ・相談支援専門員
障害・疾病の理解に関する講義	業務において直面する頻度の高い障害・疾病を医学的、実践的視点で理解するとともに、援助の基本的な方向性を把握する。	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者についての理解 ・視覚障害の実態とニーズ ・「見え」の構造 ・視覚障害の原因疾病と症状 ・同行援護の留意点 	2	視覚障害者(児)の障害、疾病についての知識を有する。	<ul style="list-style-type: none"> ・視能訓練士 ・視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者 ・国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者 ・視覚障害者(児)等施設長・生活支援員・指導員 ・眼科医、看護師、保健師
障害者(児)の心理に関する講義	視覚障害者(児)の心理に対する理解を深め、心理的援助のあり方について把握する。	<ul style="list-style-type: none"> ・先天性視覚障害者の心理 ・中途視覚障害者の心理 	1	視覚障害者(児)の心理についての知識を有する。	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者 ・国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者 ・視覚障害者(児)等施設長・生活支援員・指導員 ・心理判定員、臨床心理士 ・看護師、保健師
情報支援と情報提供に関する講義	移動中に必要な情報支援、情報提供の基礎を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・言葉による情報提供の基礎 ・移動中の口頭による情報支援 ・状況や場面別での情報提供 	2	同行援護の実務に関する具体的な知識や実例を有する。	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者 ・国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者 ・同行援護従業者養成研修応用課程修了者 ・同行援護従業者養成研修一般課程修了者 ・視覚障害者ガイドヘルパー ・視覚障害者(児)等施設長・生活支援員・指導員 ・相談支援専門員
代筆・代読の基礎知識に関する講義	情報支援としての代	<ul style="list-style-type: none"> ・代筆、代読 	2	情報支援として	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者

する講義	筆・代読の方法を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> 点字、音訳の基礎 情報支援機器の種類 自ら署名、押印する方法など 		の代筆・代読に関する知識や事例を有する	<ul style="list-style-type: none"> 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者 同行援護従業者養成研修応用課程修了者 同行援護従業者養成研修一般課程修了者 視覚障害者ガイドヘルパー 視覚障害者（児）等施設長・生活支援員・指導員 相談支援専門員
同行援護の基礎知識に関する講義	同行援護の目的と機能を理解し、基本原則を把握する。	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者への接し方 同行援護中の留意点 歩行に関する補装具・用具の知識 日常生活動作に関する用具の知識 環境と移動に伴う機器 	2	同行援護の実務に関する具体的な知識や事例を有する。	
実習					
基本技能に関する実習	基本的な移動支援の技術を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> あいさつから基本姿勢まで 基本姿勢と留意点 してはいけないこと 歩行、曲がる 狭い場所の通過 ドアの通過 いすへの誘導 段差、階段 交通機関の利用の基本 	4	同行援護の実務に関する具体的な知識や事例を有する。	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者 同行援護従業者養成研修応用課程修了者 同行援護従業者養成研修一般課程修了者 視覚障害者ガイドヘルパー 視覚障害者（児）等施設長・生活支援員・指導員
応用技能に関する実習	応用的な移動支援の技術を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> 環境に応じた歩行 さまざまな階段 さまざまなドア エレベーター エスカレーター 車の乗降 食事 トイレ 車いす利用の視覚障害者への対応 	4	同行援護の実務に関する具体的な知識や事例を有する。	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者 同行援護従業者養成研修応用課程修了者 同行援護従業者養成研修一般課程修了者 視覚障害者ガイドヘルパー 視覚障害者（児）等施設長・生活支援員・指導員
計			20		

1 社会福祉法人日本ライトハウスが実施した、視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修の修了者は、国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者と同等とする。

6 同行援護従業者養成研修応用課程

ア カリキュラム及び講師の基準等

カリキュラム				講師の基準等	
科目名	目的	内容(例)	研修時間数	必要とする能力	講師の基準
講義					
障害・疾病の理解に関する講義	業務において直面する障害・疾病を医学的、実践的視点でより深く理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・「見える」ということ ・「見えること」と「行動」 ・弱視の見え方・見えにくさ ・盲重複障害について 	1	視覚障害者(児)の障害、疾病についての知識を有する。	<ul style="list-style-type: none"> ・視能訓練士 ・視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者 ・国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者 ・視覚障害者(児)等施設長・生活支援員・指導員 ・眼科医、看護師、保健師
障害者(児)の心理に関する講義	視覚障害者(児)の心理に対する理解を深め、適切な対応ができるよう習得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の受容 ・家族の心理 ・視覚障害者の人間関係 	1	視覚障害者(児)の心理についての知識を有する。	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者 ・視覚障害者(児)等施設長・生活支援員・指導員 ・国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者 ・臨床心理士、心理判定員 ・看護師、保健師
実習					
場面別基本技能に関する実習	日常的な外出先での技術を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口やカウンター ・買い物 ・雨、雪の日 ・金銭、カード 	3	同行援護の実務に関する具体的な知識や実例を有する。	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者 ・国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者 ・同行援護従業者養成研修応用課程修了者 ・視覚障害者(児)等施設長・生活支援員・指導員
場面別応用技能に関する実習	目的に応じた外出先での技術を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・病院、薬局 ・式典、会議、研修など ・冠婚葬祭 ・盲導犬ユーザーへの対応 	3	同行援護の実務に関する具体的な知識や実例を有する。	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者(児)等施設長・生活支援員・指導員
交通機関の利用に関する実習	交通機関での移動支援技術を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・駅の改札 ・ホームへの移動 ・電車・バスの乗降 ・実際の公共交通機関等を利用すること。 	4	同行援護の実務に関する具体的な知識や実例を有する。	
計			12		